○文部科学省告示第百十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、同表下欄に掲げる地域を解除する。

平成二十一年七月二十三日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄 名称	中欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 所在地	下欄 地域
浄光明寺境内・冷泉為相墓	昭和二年内務省告示第三百十五号及び平成十九年文部科学省告示第十一号	神奈川県鎌倉市扇ガ谷二丁目	二九九番イの一〇〇（うち実測二六・八七平方メートル） 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関係する実測図を神奈川県教育委員会及び鎌倉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	神奈川県鎌倉市扇ガ谷二丁目	二九九番イ

上欄 名称	上欄 関係告示	上欄 所在地	上欄 地域	下欄 所在地	下欄 地域
白石稲荷山古墳	平成五年文部省告示第百四十号	群馬県藤岡市白石字稲荷原	一三五九番一、一三五九番三、一三五九番六、一三五九番七	千葉県富津市二間塚字東内裏塚	一九六九番、一九七〇番一、一九七一番一、一九七九番、一九八二番
新田荘遺跡	平成十二年文部省告示第百六十四号	群馬県太田市世良田町	三一一九番五	千葉県市川市曽谷二丁目	四三七番二、四三七番四、四三七番七、四四七番一、四四七番三、四四七番七、四四八番一、四四八番三、四四八番五、四四八番六、四四八番七、四四八番八、四四八番九、四四九〇番一、四四九一番一、四四九二番、四四九三番一、四五三番一〇番、五三七番、五四九番
大原幽学遺跡旧宅、墓および宅地耕地地割	昭和二十七年文化財保護委員会告示第八号	千葉県旭市長部字八石	三四五番三、三四五番八 千葉県旭市長部字八石三四五番三と同三五六番一に挟まれ同三四五番三と同三五六番三に挟まれるまでの道路敷	千葉県富津市二間塚字東内裏塚	一九六九番、一九七〇番一、一九七一番一、一九七九番、一九八二番
曽谷貝塚	昭和五十四年文部省告示第百七十四号	千葉県市川市曽谷二丁目			
内裏塚古墳	平成十四年文部科学省告示第百七十七号	千葉県富津市二間塚字東内裏塚			

○文部科学省告示第百十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十一年七月二十三日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄 名称	上欄 関係告示	上欄 所在地	上欄 地域	下欄 所在地	下欄 地域
梶原五丁目	昭和二年内務省告示第三百十五号及び平成十九年文部科学省告示第十一号	神奈川県鎌倉市扇ガ谷二丁目	一三八〇番、一三九九番、一四〇〇番、一四〇一番、一四〇二番、一四〇三番、一四〇四番、一四〇五番、一四〇六番、一四〇七番、一四〇八番、一四〇九番、一四一〇番、一四一一番、一四一二番、一四一三番、一四一四番、一四一五番、一四一六番、一四一七番、一四一八番、一四一九番、一四二〇番、一四二一番、一四二二番、一四二三番、一四二四番、一四二五番、一四二六番、一四二七番、一四二八番、一四二九番、一四三〇番、一四三一番、一四三二番、一四三三番、一四三四番、一四三五番、一四三六番、一四三七番、一四三八番、一四三九番		
同　佐助二丁目			六五四番、六五五番、六五六番、六五七番、六五八番、六五九番、六六〇番、六六一番、六六二番、六六三番、六六四番、六六五番、六六六番、六六七番、六六八番、六六九番、六七〇番、六七一番、六七二番、六七三番、六七四番、六七五番、六七六番、六七七番、六七八番、六七九番、六八〇番、六八一番、六八二番		
同　梶原五丁目			右の地域に介在する道路敷、水路敷及び国有無番地、神奈川県鎌倉市扇ガ谷四丁目三二〇番と同三二一番に挟まれる道路敷、同三二二番と同三二三番に挟まれる道路敷、同三二四番と同三二五番に挟まれる道路敷、同三二六番と同三二七番に挟まれる道路敷、同三二八番と同三二九番に挟まれる道路敷、同三三〇番と同三三一番に挟まれる道路敷、同三三二番と同三三三番に挟まれる道路敷、同三三四番と同三三五番に挟まれる道路敷、同三三六番と同三三七番に挟まれる道路敷、同三三八番と同三三九番に挟まれる道路敷、同三四〇番と同三四一番に挟まれる道路敷、同三四二番と同三四三番に挟まれる道路敷、同三四四番と同三四五番に挟まれる道路敷、同三四六番と同三四七番に挟まれる道路敷、同三四八番と同三四九番に挟まれる道路敷、同三五〇番と同三五一番に挟まれる道路敷、同三五二番と同三五三番に挟まれる道路敷、同三五四番と同三五五番に挟まれる道路敷、同三五六番と同三五七番に挟まれる道路敷、同三五八番と同三五九番に挟まれる道路敷、同三六〇番と同三六一番に挟まれる道路敷、同三六二番と同三六三番に挟まれる道路敷、同三六四番と同三六五番に挟まれる道路敷、同三六六番と同三六七番に挟まれる道路敷、同三六八番と同三六九番に挟まれる道路敷、同三七〇番と同三七一番に挟まれる道路敷、同三七二番と同三七三番に挟まれる道路敷、同三七四番と同三七五番に挟まれる道路敷、同三七六番と同三七七番に挟まれる道路敷、同三七八番と同三七九番に挟まれる道路敷、同三八〇番に南接する国有無番地を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関係する実測図を神奈川県教育委員会及び鎌倉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。		